

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書(住民説明会での内容のみ)

作成日 令和 6 年 8月 29日

太陽光発電施設の設置予定場所	佐久市猿久保430-1, 430-2, 430-5
----------------	---------------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
① 耐風力計算についてのご質問 ・安全率 ・根拠となる数字の提示	地域住民	太陽光パネルを設置する架台についてはメーカーが強度計算を行って基準風速30m/sに耐えるものを設置する。 この場に資料を持ち合わせていないので、後日この強度計算書を提示するでよろしいか。
素人には強度計算書の中身まで知りえないので分かりやすく説明して欲しい。	地域住民	本日、強度計算書を持ち合わせていないので回答を保留。
② 設計に対しての質問 土量計算 盛土について 【過去の説明会内容についてのご指摘】	地域住民	(土量計算にミスがあったことが判明) 修正後、再度何らかの形で説明する。
		過去の説明会において、謝罪と設計会社を変えて一からやり直すことは説明しました。
③ ボーリング試験結果について ・シルト層は浸透しないことについてのご指摘	■■■■■	・GL(地表) -3.4mまでシルト層、地下1.8mには地下水がある旨説明。 ・事業地北側に、GL-3.4つまで掘り下げて浸透トレーニング作成、さらにその上に貯留池を設ける設計となっている旨説明
		・浸透トレーニング、貯留池ともに30年確率の1時間当たり55.7mmの降雨量に耐えうる容積があることを説明。(本来の基準よりも上の基準で、倍の容量の確保している旨説明)

		地下0.7mの浸透試験で浸透しないから地下3.4mまで掘り下げます。
④ 浸透するとは限らないので試掘、オープンカットして示してください。	地域住民	ボーリング試験で浸透する層があることは確認済みです。(再度設計について説明)
		関係法令の都合上、例えば埋蔵文化財関係など、勝手に試掘できるわけではない旨説明。重機の手配、行政の確認、弊社だけの判断だけで回答できない旨説明実施
⑤ 工事中の水の処理について	地域住民	最初にトレーニングの掘削を行い、トレーニングに水を落とすように工事を進めます。
⑥ 沈砂池及び水路の浚渫について	地域住民	浚渫についてマンパワーで実施します。容量がいっぱいになる前に、点検回数と浚渫頻度を調整して対応します。
		沈砂池だけでなく、現況土で埋まっている水路を、掘り起こして整備する予定。運転開始後は、草刈りも含めて水路の浚渫を行います。
⑦ 既存水路の水量変化について (水路を利用している地域住民について)	地域住民	今回の設計変更は行政の指導で設計に浸透樹を追加している旨説明。 行政の判断を仰がないと、設計変更が可能かこの場では回答できない。
⑧ 新たに追加浸透樹設置で既存水路の水量が減るという指摘。	地域住民	マンホール浸透樹を廃止することは物理的に可能であることが、市の指導でマンホール浸透層を設けたので市に確認する必要がある。

⑨ 除草剤の不使用、現況維持の要望	地域住民	(除草剤を撒く計画がそもそもないことから) 除草剤を撒かないことを約束する。 除草剤を使用すること自体が稀。 マンホール浸透樹廃止、及び現況の水路維持が住民の要望であることを受け止める。
⑩ 沈砂池の浚渫について (具体的な方法について)	地域住民	マンパワーで実施します。 基本手作業です。
⑪ 重機を使用しても大変な作業なのに現実的な計画ではないとの指摘。	地域住民	2回/年の電気点検、草刈り3回/年時に点検する計画。5回/年以上浚渫する旨説明。
⑫ 重機用の点検通路の設置の要望。	地域住民	土地が落ち着けば、浚渫頻度は減少する旨説明。
⑬ 水路利用についてのご指摘。負担金とか支払うのか? (土地改良区加入のご指摘)	地域住民	(水路には) 流さない旨回答。 水路の負担金について求められる場合、支払う用意はあるので問題ないです。
⑭ 水を流さないという念書を書けますか?	地域住民	はい。
⑮ 案内文書の参加者名簿の作成についてのご指摘	地域住民	参加者名簿を作る目的を説明。 (事業計画に関係ない質問につき省略)
⑯ 県条例について名簿作成について明記されていないとの指摘。(個人情報の観点から違和感を覚えるとのこと)	地域住民	説明会開始前に指摘があり、名簿作成を取りやめました。 (事業計画に関係ない質問につき省略)

⑯ これまでの弊社の対応についての苦情	地域住民	謝罪対応 (事業基本計画に関係ない質問につき省略)
⑰ 名簿作成及び案内文と苦情	地域住民	再エネ特措法のガイドラインに明記されていること、開始前に指摘があり名簿作成を取りやめたこと、説明会は事業者主体で行っているので問題ない。 (事業計画に関係ない質問につき省略)
⑱ 進入経路に [REDACTED] の敷地擁壁が一部破損している件について	地域住民	事業基本計画に関係ない別問題です。
⑲ 上記擁壁が崩れたらどうするのか	地域住民	そもそも公道ですから誰が通っても差し支えない道路です。それから元々壊れている、壊れかかっているものが崩れたからといって弊社に責任があると思えません。 [REDACTED] 様と一度お話しします。
⑳ 進入路途中にかかるボックスカルバート製の橋（用水路I蓋）についての土木に問合せして耐えうるものか確認してください。	地域住民	はい
㉑ 看板がありますが大型車は通れないとのご指摘	地域住民	そちらの件に関して把握していませんので確認します。
㉒ 今回の質問回答の保留になっている件で再度、説明会を実施するのかのご質問。	地域住民	私の独断で決定できることではないので、一度弊社に持ち帰させていただきます。
㉓ 再エネ普及、県条例の目的として事業者と地域住民とのお互いの歩み寄りが必要	地域外参加者	(説明会に対する総評的コメントにつき無回答)

㉕ゲリラ豪雨などを想定した対応等の説明が必要。	地域外参加者	県の開発基準とかそういうものになってしまいます。
-------------------------	--------	--------------------------

以上